平成２９年（フ）第７５号
堺市西区鳳東町６丁602番地１　1210号
債務者　笠原　　武
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
堺市堺区協和町５丁481番地　塩穴団地４棟101号
債務者　磯部　勝行
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
新潟県胎内市新和町３番７号
債務者　星野ツヤ子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１０号
愛知県犬山市大字羽黒字鳳町103番地　メゾンドハピネス205
債務者　本山　裕二
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２４０号
香川県高松市伏石町2003番地７　フォブールハピネス106
債務者　久野　千春
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７７号
香川県高松市上林町575－３　フォブールＫ・Ｋ201、住民票上の住所香川県高松市高松町434番地１
債務者　岩藤　将史
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６号
長崎県長崎市東小島町11番15号　アメニティ東小島Ⅱ202
債務者　岩永　考平
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
長崎県諫早市多良見町市布1109番地１　フィオーレ市布102号
債務者　川口　　潤
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第９２５０号
東京都葛飾区青戸３丁目13―23―505
債務者　谷口　優子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１８号
東京都豊島区上池袋４丁目17―13―208
債務者　相原　ヨシ
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８２号
東京都江戸川区西瑞江５丁目19―52
債務者　小島　辰男
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４８号
東京都大田区大森南４丁目１－12―103
債務者　片岡　明美
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５０号
東京都中野区本町３丁目23－５－305
債務者　関谷　香苗
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５３号
東京都豊島区南長崎６丁目32―６－304
債務者　和田慎太郎
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５４号
東京都板橋区高島平９丁目34―13―804
債務者　浜井　智也
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６４号
神奈川県横浜市戸塚区前田町67－３－404
債務者　原田　直明
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部